

2026 年 6 月 30 日
スターツ信託株式会社
スターツアセットマネジメント株式会社

「スターツ・アセット・トークン～両国・千鳥町～（譲渡制限付）」
特定受益証券発行信託に係る令和 7 年度税制改正に関するお知らせ
（分配金支払日変更に関するお知らせ）

拝啓 平素はご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026 年 4 月 1 日より施行された特定受益証券発行信託に係る税制改正（以下「本件税制改正」といいます。）に伴い、2026 年 4 月 1 日以降、特定受益証券発行信託の信託配当金額に係る課税の取扱いが変更され、それに伴い、「スターツ・アセット・トークン～両国・千鳥町～（譲渡制限付）」における税務上の取扱い等が変更となりますのでご案内申し上げます。

なお、本変更は本件税制改正への対応に伴う事務的な変更であり、本信託の運用方針、投資対象資産及び収益分配方針等の実質的な内容に変更はございません。

敬具

1. 分配金の一部の「税務上の扱い」が変更されます。

これまで、分配金のうち利益を超えて支払われる部分についても、全額が収益の分配（配当所得）として課税対象とされていましたが、本件税制改正により、取扱いが以下のとおり変更されます。

改正適用前	分配金の全額が「利益配当（配当所得）」→源泉徴収の対象
改正適用後	分配金のうち、 利益を原資とする部分：「利益配当（配当所得）」→源泉徴収の対象 利益を超えて支払われる部分：「元本の払戻し」→源泉徴収の対象外

2. 分配時に「みなし譲渡損益」が発生します。

「元本の払戻し」は、税法上、受益権の一部が譲渡されたもの（みなし譲渡）として扱われます。このため、お客様において譲渡所得（みなし譲渡損益）が発生する可能性があります。あわせて、保有している受益権の取得価額が調整されます。

なお、譲渡損益の金額や申告方法は、個人・法人の別、特定口座の利用有無、他の上場株式等の損益状況などにより異なります。

3. 「信託配当支払日」が変更になります。

本件税制改正への対応として、従前は計算期日と同日を信託配当支払日としておりましたが、今後は計算期日と信託配当支払日を分離する取扱いに変更します。

変更前	各信託計算期日／毎年 1 月及び 7 月の各末日 （スターツ証券株式会社のお客様はその翌営業日）
変更後	原則として、各信託計算期日の翌々月の末日／毎年 3 月及び 9 月の各末日 （当該日が銀行営業日でない場合には、その直前の銀行営業日）

※計算期日自体に変更はありません。

※変更後はいずれの証券会社のお客様も同じ信託配当支払日となります。

留意事項

本資料は、令和 7 年度税制改正等に基づく一般的な制度概要を記載したものです
税務上の取扱いは、今後の税法改正、通達の変更、またはお客様固有の事情により異なる場合があります。
実際の課税関係、確定申告の要否、特定口座での取扱い等については、必ず専門家にご確認ください。

本件に関するお問い合わせ先

- みずほ証券株式会社のお客様
電話番号：0570-000-324（ナビダイヤル）
受付時間：平日 8:00~18:00 土曜 9:00~17:00 日・祝休業
- スターツ証券株式会社のお客様
電話番号：03-3686-2511
受付時間：平日 8:00~17:00（年末年始を除く）